

議案第 67 号

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担とするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成18年北名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成」を加える。

第2条の見出し中「使用」の次に「、ビラ」を加え、同条各号列記以外の部分中「使用し」の次に「、ビラを作成し」を加え、同条第1号中「前日」の次に「（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラを作成する場合 候補者は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

第4条中「に限る。」の次に「以下同じ。」を加える。

第6条を第7条とし、第5条中「（第3条の規定による届出をした者に限る。）」を削り、「同条第2号」を「第3条第3号」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 北名古屋市は、候補者が第3条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、

当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。